

令和7年度(2025年度)市立小・中・義務教育学校外国語指導助手の派遣 仕様書(案)

1 件 名

市立小・中・義務教育学校外国語指導助手の派遣

2 目 的

市立小・中・義務教育学校に対し小学校・義務教育学校前期課程外国語活動及び外国語、中学校・義務教育学校後期課程英語科の授業において、指導補助を行う外国語指導助手(以下「ALT」という)を派遣し、国際理解教育の充実と推進を図る本市事業目的を達成するために、八王子市教育委員会(以下「甲」という)と派遣元(以下「乙」という)との契約内容及び履行方法等に関し、その細目等を本仕様書で定める。また、本仕様書の記載内容が、契約書と相違するときは、本仕様書の記載内容を優先して適用することとする。

3 派遣期間

令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

4 派遣場所

- (1) 市立小・中・義務教育学校(内訳は別紙第一表のとおり)
- (2) 八王子市教育センター(八王子市散田町2-37-1)

5 派遣人数

- (1) 各校1名(義務教育学校は前期課程・後期課程に各1名)のALTを派遣する。
- (2) 業務に支障のない範囲で、1名のALTを複数校に派遣することを妨げない。

6 ALTの業務日等

- (1) 原則として、業務日は月曜日から金曜日までとするが、授業参観・学校行事等、必要に応じて土曜日、日曜日も業務するものとする。また、夏季・冬季・春季休業日の休業期間の業務はないものとする。
- (2) 原則として、勤務時間は8時間(実労働時間7時間、休憩1時間)とする。なお、開始時間及び休憩時間は、派遣先の学校の時程に合わせて個別に調整する。
- (3) 学校間の移動時間は、勤務時間の中に含めることとし、最も移動時間の短い経路を使うものとする。
- (4) 派遣先の学校やALTの都合、自然災害等により、予定した日程での勤務ができない場合は、甲・乙及び派遣先の学校の協議により、勤務日の振替を行うか、代替となるALTを派遣するかを決定する。

7 派遣日数

- (1) 派遣日数は1,550日とする。
- (2) 1クラス当たりの年間指導時間は、小学校・義務教育学校前期課程3・4年生10時間、小学校・義務教育学校前期課程5・6年生5時間、中学校1・2年生及び義務教育学校後期課程7・8年生7時間、中学校3年生及び義務教育学校後期課程9年生4時間、特別支援学級5時間とする。
- (3) ALTは甲が主催するALT連絡協議会に出席する。ALT連絡協議会は1日(2時間)

とし、上記派遣日数には含まない。

8 ALTの要件

- (1) 乙が法令に則り、適正に雇用している者
- (2) 大学卒業資格を有し、教員相当又は TESL/TEFL（英語を母語としない人のための英語教授法）の資格を有するか、継続した英語の指導経験がある者で、小学校・義務教育学校前期課程教員及び中学校・義務教育学校後期課程英語科以外の教員とも、日本語で基本的なコミュニケーションがとれる者
- (3) 心身ともに健康である者
- (4) 積極的に児童・生徒の理解に努め、熱意をもって指導にあたる者
- (5) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者
- (6) 教員に準じた服務を遵守することができる者

9 ALTの業務内容

本契約に基づき学校に派遣されるALTは、派遣先の学校管理職やALT担当教員の指示に従い次の業務を行う。

- (1) 小学校・義務教育学校前期課程外国語活動・外国語及び中学校・義務教育学校後期課程英語科の授業において、学習指導補助を行うこと。

ア 児童・生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力を高めるための学習指導補助

イ 児童・生徒の英語学習の意欲・関心を高める学習指導補助

ウ 英語を通じて言語や文化への理解を深める学習指導補助

エ 英語活動に関する準備として、教材等の作成、コミュニケーション活動などの実施

- (2) 通常の授業の内容とは異なるすべての教育活動を補助する。特に特別活動、総合的な学習の時間等

ア 小・中・義務教育学校での発展学習など、通常の授業の内容とは異なる小学校・義務教育学校前期課程外国語活動・外国語及び中学校・義務教育学校後期課程英語学習活動の補助

イ 国際理解教育の一環として、英語を使って世界の文化等にかかわる学習活動の補助

ウ 小・中・義務教育学校での学校行事等、英語にかかわる内容を扱う場合の学習活動の補助

エ 特別支援学級への学習指導については、児童・生徒の発達段階に合わせた指導補助を行い、学校からの要望にも柔軟に対応する

オ 小学校・義務教育学校前期課程2年生以下への学習指導補助については、学校からの要望に柔軟に対応する

- (3) 小中一貫教育の積極的な学習活動の補助

ア 業務時間内において、計画的に小・中学校間を移動し指導補助を行うなど、小中一貫教育の状況に応じて柔軟に対応すること。

イ 発達段階に応じた小学校・義務教育学校前期課程外国語活動・外国語、小学校・義務教育学校前期課程外国語活動・外国語の授業内容を生かした中学校・義務教育学校後期課程英語科の授業を実施する。小・中学校及び義務教育学校前期課程・後期課程の接続、連携を十分検討した指導補助を行うこと。

- (4) 児童・生徒への指導について、教員と連携し、以下の事項を行うこと。

ア 担当教員との英語会話の実演

イ 英語理解度テスト等の実施、採点等

(5) A L T連絡協議会

授業の改善についての小学校・義務教育学校前期課程教員及び中学校・義務教育学校後期課程英語科教員との連携、情報交換を行うこと。

10 乙の業務の履行

(1) 上記「8 A L Tの要件」に該当する者を選定し、派遣する。

(2) 上記「9 A L Tの業務内容」にあげた各業務遂行に係る管理監督を行う。

(3) A L Tの雇用に係る業務（入国手続き・ビザ申請等）を行う。

(4) A L Tの通勤途上、勤務時間内における事故については、乙の責任において補償すること。

(5) 業務を履行するにあたり、乙は派遣するA L Tを、甲に事前に通知すること。

(6) A L Tに支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を甲に報告し、臨時A L Tの氏名を甲に通知のうえ、業務を履行すること。

(7) 甲が、業務の履行状況に問題が生じていると判断した場合、乙は調査のうえ、必要な措置を図ること。

(8) 乙はA L Tの適正管理のためコーディネーターを選任すること。

ア コーディネーターは正規社員を充てること。

イ コーディネーターはA L Tの業務内容や派遣等の連絡調整を、甲及び学校と行うこと。

(9) 乙は業務遂行にあたり、以下の事項について確認の完了を報告する書類を甲へ提出すること。

ア A L Tの雇用について、乙が直接、雇用するA L Tであること。

イ アのA L Tが「8 A L Tの要件」を満たすA L Tであること。

ウ 派遣予定のA L Tについて、胸部エックス線検査を含む健康診断結果票により、学校感染症等、健康状態に問題がないこと。

(10) 乙は学期ごとに事業報告書を作成し、甲に提出すること。事業報告書には学期中のA L Tの勤務状況や振替状況、学校から受けた要望やその対応について記すこと。

11 派遣先責任者及び指揮命令者

(1) 本事業における派遣先責任者は、派遣先の校長とする。

(2) 本事業における指揮命令者は、派遣先の校長または副校長とする。

12 派遣元責任者

契約締結後、乙は甲に対し、遅滞なく派遣元責任者の部署・役職名・氏名・連絡先を通知すること。

13 派遣労働者（A L T）からの苦情への対応

(1) 苦情の申し出は、派遣元においては苦情処理担当者、派遣先においては苦情担当責任者が受けるものとする。

(2) 苦情に対しては、甲と乙が連携して、誠意をもって適切かつ迅速に対応する。

14 乙の責務

(1) 乙は、労働基準法その他本業務に係る関係法規を遵守すること。

(2) 乙及びALTは、業務上知り得たことを第三者に漏えいしないこと。また、本業務以外の目的に使用しないこと。本契約終了後も同様とする。特に個人情報の扱いには細心の注意をはらうこと。

15 契約金額の請求と支払い

(1) 契約金額は月額払いとし、乙は当月分の報告書を翌月 15 日までに、甲へ報告する。

(2) 甲は乙からの報告書を確認した後、請求を受けた日から起算して 30 日以内に、請求代金を支払うものとする。

16 その他

(1) 交通費、教材等、業務の履行に要する一切の費用については、契約金額に含むものとする。

(2) 原則として、年度途中のALTの交代はしないこと。(上記10の(7)は除く。)

(3) 派遣日数について変更の必要が生じる場合は、甲と乙で協議してこれを決定する。

(4) この仕様書に定めのない事項については、甲と乙でその都度協議して定める。